

61	福祉局	障害者が地域で安心して暮らすための基盤等の充実
事業概要	長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活基盤を充実させる。	
これまでの経過	○ 長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、「障害者地域生活移行促進事業」を平成 20 年度から、「障害者グループホーム等移行促進事業」を平成 21 年度から開始する等、様々な取組を行ってきたが、平成 24 年度から事業を再構築し、入所施設を退所した重度の障害者等を受け入れたグループホームへの支援等を行う「障害者地域生活移行・定着化支援事業」を実施するとともに、地域生活移行への先進的事例や取組方法等を紹介するセミナーを実施する等、入所施設を利用する障害者やその家族等に向けた普及啓発等を進めている。 ○ 精神障害者施策については、区市町村等との密接な連携の下、困難事例に対応できる医師等の専門職チームが地域に出向き支援を行う訪問型の支援事業を平成 22 年度にモデル実施し、平成 23 年度から都内全域に拡大して本格実施している。 また、平成 22 年度から平成 24 年度まで、精神障害者が身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる仕組みを構築するためのモデル事業を実施し、平成 25 年度から本格実施している。 ○ 地域生活基盤の充実としては、平成 29 年度に「障害者・障害児地域生活支援 3 か年プラン」を策定し、令和 2 年度までに、地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）及び在宅サービス（短期入所）について、計 7,425 人分の定員を増設した。	
現在の進行状況	○ 長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、平成 25 年 10 月から「地域移行促進コーディネート事業」を開始し、入所施設等に配置したコーディネーターが近隣の施設と連携して、ピアサポート活動による普及啓発や、区市町村及び相談支援事業所との連携等を支援してきたところであるが、平成 27 年度からは、都内施設と都外施設のコーディネーター相互の連携を図る取組を実施している。平成 30 年度からは新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応する地域の受け皿の掘り起し等を実施している。 また、「障害者地域生活移行・定着化支援事業」についても、平成 27 年度から都外施設利用者の地域移行に取り組む相談支援事業所に対する支援を実施している。さらに、平成 29 年度から、都外施設利用者の都内への地域移行を一層促進するため、都外施設利用者を受け入れたグループホーム事業者への支援を行う「都外施設入所者地域移行特別支援事業」を実施している。 ○ 精神障害者の地域生活移行への取組として、「精神障害者退院促進支援事業」を平成 18 年度から実施してきたところであるが、障害者自立支援法の改正に伴い、平成 24 年度からその一部が個別給付化された。そのため、「精神障害者地域移行体制整備支援事業」として再構築し、個別給付化を生かした支援体制を構築するとともに、引き続き、退院促進や地域定着に必要な広域調整、連携体制整備等の取組を実施している。	

現在の進行状況	○ 地域生活基盤の充実としては、障害者が地域で安心して生活できるよう、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を継続し、新たな目標として、令和3年度からの3年間で地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）及び在宅サービス（短期入所）の定員を新たに計 7,660 人分確保する目標を掲げ、整備の促進に取り組んだ。		
今後の見通し	○ 長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、都内施設と都外施設の地域移行促進コーディネーター相互の連携を図る取組、新規開拓・受入促進員による、重度障害者に対応する地域の受け皿の掘り起しを図る取組、地域移行体験室を設置し、共同生活援助事業所に近い環境で過ごすことのできる機会を提供することで利用者意識の向上等を促進する取組等を進めるとともに、区市町村の取組を引き続き支援していく。 ○ 精神障害者施策については、訪問型の支援事業により困難事例に対する地域の対応力の強化を図るとともに、精神障害者が身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる仕組みを構築する等、引き続き取組を推進していく。 ○ 地域生活基盤の充実としては、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を継続し、新たな目標として令和6年度から3年間で、地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）及び在宅サービス（短期入所）計 7,940 人分の定員の増設に向け、引き続き重点的に取り組んでいく。		
問合せ先	福祉局 障害者施策推進部 企画課	電話	03-5320-4142